

第 204 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 22 年 7 月 30 日（金） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県水産試験場

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：近藤政雄、三枝守、藤森寛治

採捕者代表：小澤哲、名取清、増澤久和

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、平林公男

○事務局

小林書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 遊漁規則の一部改正について
- (3) 野尻湖の逸出魚の監視結果について
- (4) その他

会長挨拶 議事に入る。

事務局 それでは、最初に恒例のとおりで、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

今回は近藤委員、小澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは続きまして、次第の方の(2)「遊漁規則の一部改正について」ということで、これは 10 件ありますが、中身は共通していますので一括して事務局の方からご説明いただいて、その後で、一件ずつご承認をいただくといった順序でやってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。それでは事務局お願ひします。

事務局 (資料 1-1, 1-2 により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。10 件続けてご説明いただいたので、分かりにくいところがあるかもしれませんが、認可の関係ですので、一件ずつご審議していただきたいと思います。

まず、最初に一番目の木曾川漁協からの申請ですが、特設釣り場の廃止に伴う改正ということですが、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。(資料の) 2 ページに変更の理由が書かれていますが、その変更の理由で改正をしたいということ。もし、ご異議がなければ、申請どおりに改正してよろしいという答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、1番目の木曾川については、申請どおりに変更を許可する旨、答申したいと思います。

2番目はちょっと中身が大量になっていますが、犀川殖産からの申請です。5ページからの資料にありますが、内容的には、1つは遊漁期間の変更について、1番目のこい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎについては、ただし書きが付くということで、期間は変わらないと、それから、にじますについては、期間があったものを周年とするということと、その後のただし書きが付いているということです。それともうひとつ遊漁料の変更というものです。これも規則どおりの中に定まっているということです。何かご質問ありますでしょうか。

桐生委員 改正案のこい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎについても、この期間、この区域では、再放流しなければならないということなんですか。にじますだけじゃなくて。

事務局 はい、そうです。

沖野会長 よろしいですか。

桐生委員 あの変更理由の中で、にじますにしか触れてないんですね。こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎについては、何も触れていないんで……。うぐい、おいかわ、うなぎの再放流っていうのが他にあるのかどうか私も存じませんが、これは確認した……。

沖野会長 どうぞ事務局お願いします。

事務局 これについては、(資料6ページの)変更理由の真ん中あたりの、また、以下の当該区域について全魚種を再放流とすることについては、監視の際に、魚籠の有無で再放流目的か否かを判断しやすくするとためということで、全魚種についてキャッチアンドリリースにするとしたものです。

事務局 すみません。ちょっと追加で説明させていただきたいんですけども、例えばキャッチアンドリリースで先進的な群馬県の上野村漁協さんでは、あゆを除く魚種については、その区間の、その期間は、再放流しなければならないとなっていますので、他の県の漁協さんでも規則で定められているというところはあるとお伝えします。

沖野会長 桐生委員よろしいでしょうか。

桐生委員 分かりました。

沖野会長 こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎと、にじますを分けて書いてありますが、中身はどこか違うところあるのかな。期間は同じになったんですね、周年。ただしのところ以下のところは若干違うのかな。

事務局 2つに分けてあります理由なんですけれども、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎにつきましては、今までの周年というものに、制限を、この期間、この区間については再放流しなければいけないという制限を加えたんですけれども、にじますについては、まず、周年とするのは、犀川本流のみで、支流については周年になっていません。同じ期間、同じ区間については、こい、ふなと同じようにキャッチアンドリリースとするものです。ですので、2つに分けてあるということになります。

沖野会長 似たような文章が続いているのでどこか違いがあるかなと……。他にいかがでしょうか。

増澤委員 キャッチアンドリリースということなんですが、私どももキャッチアンドリリースを会でやっておりますが、この場合には針は、アゴの付いた針を使いますか。釣り針を使いますか。どういうことですかね。アゴがついていると魚が傷みますしね……。

事務局 すみません。この場で回答させてもらいます。漁協さんの方では釣り人に対して、キャッチアンドリリース区間で釣りをする場合は、反しのないものを使用してくださいと推奨するというふうに聞いております。

増澤委員 はい、分かりました。

沖野会長 遊漁料については、規定内ですのでよろしいかと思っております。他にご意見……。

藤森委員 遊漁券の額ですけども、これに載っているのは全て消費税込みの金額ということではよろしいですか。ということになると、消費税が変更になるということになるとこの金額も全部変わってきますよね。その時はもう一回申請書を出し直すってということになりますかね。

沖野会長 今はみんな税込みで書かれていますが、将来考えるとそういうことも……。これはまだ、今考えていないところなんで、今後消費税が変更があるようなときには改めて考えるということになるんでしょうね。よろしいでしょうか。はい、三枝さん。

三枝委員 消費税の関係については、遊漁料の年間の販売額によって、消費税が免除になると、かかるのと分かれています。だから、一律に消費税込みで現行のまま行かないとトラブルが起きる気がします。以上です。参考までに。

沖野会長 現在はこの形でもって、将来的に何か問題が起きたときにまた協議する・・・。
よろしいですかね。どうぞ小澤さん

小澤委員 私の認識不足かもしれませんが、この施行日が4月1日というふうになっているんですけども、一般的にあゆ以外の魚種については2月16日から9月30日というような遊漁期間が大方かと思うんですね。そうすると2月16日から3月31日までの金額と4月1日から金額が変わるということは、それぞれの漁協の中において年度途中で金額が変わるっていう解釈になるのでしょうか。

沖野会長 はい、事務局。

事務局 溪流魚の釣りについては、2月16日からというふうになりますけど、漁協さんの事業年度は、それぞれ1月1日からとか、4月1日からとなっております、事業年度で区切って、その日から施行するということです。ですから、これから来年の2月からすぐ（釣りを）にやられる方については、そのままの金額で購入していただくようになりますが、事業年度終了後来年の4月1日以降については、値上げした、または、値下げした額ということになります。

沖野会長 はい、小澤さん

小澤委員 私、釣り人、遊漁の代表の者なんですけども、実務的な質問になってしまいますけれども、2月16日から買った日釣り券の金額が印刷されてますよね、それが、4月1日から変わるっていうことは、漁協ではまた新たに4月1日から違う金額が印刷された日釣り券を作らなければならないっていうことになるというのは、非常に、漁協の、何でしょう経費負担も増えるということですから、なんか非常に事務レベルでは非常に無駄なことじゃないかというふうに思うんですけども、それについてはどうなんでしょうか。

沖野会長 事務局の方でいかがでしょうか。

事務局 この施行日につきましては、いずれも漁協さんの総代会で決定した日になっておりまして、事務上そちらにした方が問題ないということで、設定されたというふうに考えております。

沖野会長 各漁協の方の規則の中に、変更するときは事業年度の初めからというのが入っているということ。

事務局 はい、今回申請を出すに当たっては、漁協さんの前回の総会、総代会にかけていただいているんですけども、その時にこの金額をいつから施行するかということをお話し合っていていただいて、申請書若しくは議事録に記載されているというものを示し

したものです。

沖野会長 全体でまだ統一はされていないってことですね。こういう遊漁料の変更に
ついては、いつからやるというのは漁協単位で決まっているってこと。

事務局 そうです。原則から言いますとこちら（委員会）で問題ないと答申を受けます
と認可の手続をするような形になるんですけども、認可の日から施行するという形
になります。それよりも先の日付けを独自に設定したいということであれば、（認可の
日より）前に遡ることはできないんですけども、先の日を設定したいということであ
れば、漁協さんが決めていただいて、その日を施行日とするものです。統一したもの
はありません。

名取委員 過去に、私も釣り道具屋さんをやっていたんですけど、過去に、10年、20
年前にそういうトラブルが何回かあります。現場で釣り券を売る立場の釣具店として
は、2月15日以前に買った人と、同じ日釣り券、年券を買うのにも4月に買った人
と値段が違ってくるもので、トラブルが過去にいろいろ起きています。これは県の方
で行政指導してその辺を変えていかないと、もう1月1日からやるということにした
方がいいと思うんですね。漁協で決めるって言うんじゃなくて、県の方で指導して。
そうすれば一般の釣り人は、各釣具店もあんまり迷惑しなくて済む。その方が買いや
すい。釣り券を。

沖野会長 事務局の方でその辺どうですか。可能ですかそういうことは。

事務局 ちょっと研究させてください。お願いという形でも、漁協さんが指定できるわ
けですから、そういうトラブルがないように、この日になるように、申請のときには
気をつけてくださいというようなお願いであっても、当面の実務的にはできると思
いますので、最初はその辺から入っていければと思います。それ以上行政的に何かでき
るかどうかについては、研究させていただきたいと思います。

沖野会長 まあ、良い機会ですので、トラブルのないようにしていくために、ちょっと検
討いただいて次の時にご報告いただければと思います。今の段階では、今までのとお
りやるしかないというふうに思います。

事務局 分かりました。はい。

沖野会長 よろしいでしょうか。犀川殖産に係ること以外でもありますが、犀川殖産の
申請について、遊漁期間の問題とそれから遊漁料の問題、申請のどおり許可してよろ
しいということであれば、その旨答申したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 犀川殖産の申請どおり答申をしたいと思います。

3番目は波田漁協の禁止区域の変更、一つは禁止区域の削除の部分と、それから後半は、これは場所の名称を変えたっていうことですね。分かりやすいような点になるようにということで、それと距離の問題ですね。これは既に前回（長野県漁業調整規則変更）のときに検討していただいて、規則を変更するということですので、改めて申請がなされているのをこの場で答申の台にあげたということになります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 波田漁協については、申請どおり許可する旨の答申をしたいと思います。

4番目の犀川漁協ですが、これから以下は遊漁料の問題で、遊漁料については、前期委員会の小委員会で原案を作っていただいて、この会で承認していただいたのが、先ほどご説明いただいた（資料の）最後の方に書かれている、その基準以内になっていけば差し支えないってことで……。犀川の場合には、現場付加金500円を700円ということと、それから遊漁券額の変更というところで、1日券が竿釣、たも網が1日が500円を1,000円に、1年を3,300円を6,300円に、投網については1年4,300円を8,400円ということで、先ほどご説明のとおり基準内に入っています。何かご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。はい。どうぞ竹原さん。

竹原委員 すいません。私もあまり漁をやらないもんですから素人なんですけれど、一気に倍近くの値上がりになっているんですけれど、こちらの理由書の方の理由っていうのはよく分かりますが、利用者としては、一気にこれだけの金額が上がったら、どうなんでしょうか。利用者が減るとか、そういう心配はないのかな、ちょっと、素人ながら思いましたけど。

沖野会長 その点はどうです。事務局の方でお分かりになりますか。

事務局 遊漁料の変更によって遊漁者数が減るかどうかについては、その漁場の遊漁者に対する人気とかそうことで係わってきますので、予測は非常に難しいと思います。ただ金額的に言いますと、他の漁場に比べて特に高いとかっていうことではなく、平均か平均より安いくらいかなと思いますので、他の漁協との比較ということになりますし、ちょっとそこら辺は、遊漁者の判断というところは事務局では量りかねます。

沖野会長 竹原さん、よろしいですか。なにか、他に。

名取委員 やっぱ犀川漁協の値段なんですけど、自分も犀川の組合員にはなっているんですけど、もう一段階踏んで値上げができないかなと思って、倍ではなくて、途中ワンクッション5,000円おいて、また3年か4年先に6,300円にするんだって

ら・・・。もちろんこちらの説明を見て分かりますけど、それでなくても 年々釣り券（の販売）が大幅に減っていると思うんですね。更に今年は減るんじゃないかという感じはするんですけど。もう少し下げられないかと。

沖野会長 ただ、規則ではですね、その基準以内であれば差し支えないと書いてあるんで、この委員会で、申し入れの漁協の方のご意向であれば、規則内になっていると審査、審議しなくちゃいけない。一応、ご意見としてお伝えすることはできるかもしれませんが・・・。

名取委員 今まで釣り人として、犀川は比較的安くて、皆さん年券を買いやすかったです。長いこと、中信地区で。

沖野会長 はい、三枝さん、その辺どうでしょう。

三枝委員 なぜ付加金と、遊漁料を上げるかということは理由書に書いてございます。現在うち（犀川漁協）の関係で賦課金と支部費合わせて4,000円、それで今の年券が3,300円、支部費を除くと純然たる賦課金は3,000円なんです。そうすると300円違うだけで年券買えるわけ、そうすると組合員が組合の負担があるということで、組合員がどんどん減少してしまう。組合が維持できなくなる。そういうことで、これを見ていただくと分かるように、うちの遊漁料がこちら近在が一番安いんですよ。今までよくやっていたということで、組合員からの遊漁料と賦課金とのバランスをいろいろ提起をされ、組合員の減少傾向をどうするかと、それが第1点、それと遊漁料を上げた場合に、果たして今の遊漁料（収入）が確保できるかどうかということも理事会等で散々議論しました。話題にのぼりました。そうかといってそのままにしておくと、正直言って組合が空中分解します。うちの方は毎年100人から150人ずつ組合員が毎年減っています。もう10年もすると組合が消滅してしまうんです。そういう現況でございますので、河川を維持したり、組合員を確保したりして、河川環境の維持、それから内水面漁場に対して貢献するという立場の中では、やはり組合員確保が第一優先だと、ご案内のとおり漁協というものは、全部組合員の賦課金と遊漁料の収入だけ運営しており、補助金は一銭もどこからもついていない。そういうのが現状なんです。それで運営していくにはどうするかということで、やむを得ずこうふうをお願いをしたと。それで、この内容については、それぞれこの内水面漁場管理委員会で審査をした審査基準の中に収まるように、それぞれ総代会等で提案して論議していただいて、こういうことで申請をなさいますということで、申請をした。そういう背景がございますので、ご理解をいただきたいです。以上です。

沖野会長 組合の中で検討されているということです。桐生さん。

桐生委員 （資料の）18ページの理由書のところに支部費っていうのがあるんですけど、支部費っていうのは、行使料ですか。

三枝委員　うちの組合は現在3,400人ほどいるんですよ。組合組織として支部を形成しているんですよ。全部一律の組織でなくて、各ブロック毎に支部組織が、その支部が11あるんです。今うちの場合は、それで支部の運営は支部に任じてあるんで、支部の運営に係るのは、組合員が賦課金の他に支部費というのを負担しているそれが支部費なんです。それで支部を独自に運営している。支部事業をやっていただいています。その経費を支部費として徴収している。そういうことです。

桐生委員　賦課金の一部ということですね。賦課金と同じっていうこと……。

三枝委員　大まかに言うと賦課金の中に入る。

桐生委員　貰うところが、本部か支部かの違いだけでしょ。

三枝委員　そうです。

桐生委員　そうすると行使料はどこに入りますか。

三枝委員　行使料は、別に行使規則により定めています。行使料は全部組合に入ります。

桐生委員　それで、賦課金プラス行使料が審査基準の基準額になるわけですよ。

三枝委員　いや、行使料は別です。遊漁料の他に行使料……。

沖野会長　事務局の方で何かご説明はありますか。

事務局　（資料の）45ページをご覧くださいますと、組合員負担額の定義なんですが、賦課金及び行使料等の合計ということになっていきますので、行使料も含めて計算してよいということになります。ですから、犀川漁協さんについては、行使料が別にあるとすれば、更に上限額が上になるということです。ちなみに、行使料等というのがあるんで、等というのはどんなものなんだと前担当者なりに聞いてみたんですが、ここについては特に協議されていなかったということなんですけれども、先ほど支部費のように、全組合員が組合のために負担すべき額ということで、等の中に今回支部費についても含ませていただきました。

沖野会長　よろしいでしょうか。犀川漁協の遊漁料に関する変更よろしいでしょうか。

委員一同　異議なし。

沖野会長　はい、それでは、漁協からの申請どおり認可してよいという答申をしたいと思
います。

以下同じようなものですが、まず、5番目の奈良井川漁協からのものです。いかがでしょうか。これも遊漁料の変更で、一応基準内に収まっているという報告です。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 はい、奈良井川についても変更を申請どおり認めるということで答申いたします。

続いて北安中部漁協からの、これも同様に遊漁料の変更。あゆ、あゆ以外を共通にしたということですね。よろしいでしょうか。

桐生委員 金額そのものではなくて、理由書のところに、賦課金が3,000円なのに、遊漁料が3,500円だから、組合員が減少しているっていうふうに、とらえられる文章があるんですけど、組合員でなくても500円足せば釣りができる。じゃあ賦課金を上げれば組合員が増えるかという、そういう状態にあるのかどうか、その辺はどのように把握しているんですか。

沖野会長 これはどうなんでしょう。事務局の方で。

事務局 組合員の賦課金が3,000円で、年間券が3,500円で500円だけ多く払えば自由に釣りができるということになりますので、組合員の方については、それぞれ労働の奉仕みたいな形があったりして、面倒なこともあり、高齢化も進んでおりますので、遊漁料を上げることによりまして、増殖費用等について、組合員と遊漁者の公平な負担ということから今回遊漁料を値上げするというふうに理解しております。お聞きになっていることのお答えになっているかどうかわからないんですけど……。

沖野会長 桐生さんよろしいですか。この6番目の遊漁料の変更について、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 はい、それでは6番目の北安中部についても、申請どおり認可するよう答申したいと……。

7番目下伊那漁協からです。これも同様です。規定内の額に収まっているということですよ。いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 よろしいですか。それでは下伊那漁協の申請についても、申請どおり認可して差し支えない旨の答申といたします。

8番目、根羽川漁協です。これも同様です。これは、遊漁券のあゆ以外ついでのこと・・・。
これもよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 これについても、申請どおり改正してよい旨の答申をいたします。

9番目、高水漁協について、これについては、漁場を一括したということと、遊漁料の変更ということです。いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 はい、高水についても、申請どおり認可する旨の答申をしたいと思います。

最後、10番目、志賀高原について、これも同様ですが・・・。

委員一同 異議なし。

沖野会長 はい、志賀高原の申請についても、申請どおり認可してよろしい旨の答申をいたします。以上、10件ですが、申請どおり全て認可する旨の答申をいたします。どうもありがとうございました。

竹原委員 すみません。ちょっと、一つ質問が・・・。

沖野会長 どうぞ。

竹原委員 不fasthandってというのがでてきているんですが、具体的にはどういうことなのでしょう。

沖野会長 現場付加金のところですね。事務局の方で・・・。

事務局 すみません。私は直接監視員をやったことはないんですけど、監視員の方からお話をお聞きしたことがあるんですけども、一人で行って、例えば複数の釣り人が、遊漁券を買ってないで釣りをしてという場合に、向こうが態度が強くて、どやされるというか、そういったことが多々あるそうなんです。そういった場合の不fasthandというふうに解釈をしております。

沖野会長 よろしいでしょうか。現場独特なものが・・・。はい、それでは、2番目の遊漁規則の一部変更については、以上で終わらせていただきます。

次は報告ですが、野尻湖の逸出魚の監視結果について、資料2で事務局の方で説明をお願いします。

事務局 （資料2により説明）

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。大分心配はしていましたが、今のところ何とか逸出はしていないという状況です。最近、大雨が降っていますが、その辺で、網やなんかの問題は起こっていないのでしょうか。

事務局 はい、今月の15日ぐらいに、北信漁協さんのところへ、（特別採捕の）同意書をいただきにあがったおりに、私、野尻湖の方を直接見てきましたけど、網の破損とか、逸出が懸念されるような事態にはなっていない。そういう状況であります。

沖野会長 どうもありがとうございます。何かご質問ありますでしょうか。まだ始めて1年ちょっとですので、もう少し見ていかなければと思いますが・・・。

質問がなければ次に進みたいと思います。最後にその他となっていますが、資料3について、これは、報告でよろしいんですか。議事・・・。

事務局 こちらについては、事務局からの提案という形で、説明します。

沖野会長 ああそうですか。分かりました。それでは、ご説明をお願いします。

事務局 （資料3により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございました。俣野先生の頃の15年には、まだ外来生物関係の法律ができる以前で、古い方の指示がダブってまだ残っていることになるのかと思います。何かご質問おありでしょうか。これは、どういうふうに扱ったらいいんだろう。この委員会で、この指示については、廃止するというふうに・・・。

事務局 廃止するという決定が為されましたら、指示の廃止について告示等するという形になります。

沖野会長 ということでそうですが、いかがでしょうか。事務局のご提案ですが、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、事務局の提案どおりにしていただきたいと決めたいと思います。ありがとうございました。以上で今日の予定は、他にはございますか。事務局の方で。

事務局 事務局の方からはありません。

沖野会長 出席の方でこの際、意見等ありましたら。（議事は終わり）

(意見交換)

沖野会長 私の担当はこれで終わりにさせていただきます。後は事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございました。本日は、暑く、お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして第 204 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

㊦

議事録署名委員

㊦